



墨田区立幼稚園、小・中学校
感染症予防に対応した教育活動の基本方針
【Ver.6】

令和4年9月16日改訂

墨田区教育委員会事務局指導室

～ 目 次 ～

～はじめに～

第1	共通事項【教育活動全般】	1
第2	個別事項【場面に応じた教育活動】	
1	登下校・登降園	5
2	授業における各教科・領域等の指導	6
3	学校行事	11
4	校外学習(遠足・見学等)	16
5	宿泊行事	18
6	連合行事	19
7	部活動	21
8	特別授業・公開講座等	26
9	土曜授業、学校公開及び保護者会等	29
10	幼稚園において特に留意すべき事項	32
11	非常時に登校できない児童・生徒等への学習指導	33
第3	参考資料	35

(「新しい学校様式」を踏まえた学校の行動基準、学級閉鎖等)

～ はじめに ～

「墨田区立幼稚園、小・中学校感染症予防に対応した教育活動の基本方針」(以下「基本方針」という。)は、新型コロナウイルス等感染症予防に対応した教育活動について、基本的な考え方と具体的な内容をまとめたものである。園・学校は、基本方針に基づき感染症対策を講じながら、幼児・児童・生徒の指導に当たり教育活動を実施する。ただし、「緊急事態宣言¹」が発令された場合は原則として国の方針に則り、「まん延防止等重点措置²」が適用された場合は、総合的に判断し対応する。ここでは、「特別措置等発令及び適用時の対応³」として記載する。

なお、基本方針は、今後の感染状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がある。

1 緊急事態宣言

国が全国的かつ急速なまん延を抑えるため発出する。

2 まん延防止等重点措置

国が特定の地域からまん延を抑えるため発出する。

3 特別措置等発令及び適用時の対応

「リバウンド防止措置期間」及び「基本的対策徹底期間」等、東京都独自の措置については、特別措置等発令及び適用時の対応ではなく、通常時の対応とする。

感染症予防に対応した教育活動の基本方針【Ver. 6】への改訂の要旨

1 今回の改訂の趣旨

夏季休業日が明けて学校再開後、都内の新規感染者数は減少に転じているものの、依然として高い感染レベルが継続しています。今後も学校における感染拡大を防止するためには、日常的な健康観察を継続的に行うとともに、引き続き3つの密の回避や人と人との距離の確保、手指衛生、換気等の基本的な感染症対策を徹底する必要があります。

今回の改訂では、これまでの原則学年ごとに実施と、限定的に複数学年による活動を実施可としていた教育活動について、基本的な感染症対策を徹底したうえで学年ごとの活動エリアを分けずに交流が可能に変更することが中心です。

2 主な改訂の内容は以下のとおり。下線部分が変更点となる。

(1) 複数学年による各種の活動

改訂前 複数の学年が同一会場に一堂に集まる活動、交流は行わない。学年ごとに活動エリアを分け、学年が混ざらないようにする。

改訂後 複数学年が同一会場に一堂に会す必要がある場合は、基本的な感染症対策を講じたうえで実施を可とする。

改訂のポイント

「原則学年ごとに実施」、「学年ごとの活動エリアを分ける」、「他学年児童・生徒と混ぜた交流は行わない」を削除

ただし、基本的な感染症対策として学年にかかわらず身体的接触を伴う活動は行わない。

(2) 運動会・体育祭の実施時間

改訂前 原則として半日(午前中)で全ての種目を終了する等種目を絞り、短時間で実施する。

改訂後 種目を絞り、短時間で実施する。

改訂のポイント

「原則として半日(午前中)で全ての種目を終了する等」を削除

(3) 校外学習での移動手段

改訂前 移動手段は、徒歩又は貸切バス、貸切の電車で移動することを推奨する。

改訂後 (上記文言を削除)

改訂のポイント

マスクの着用を推奨する、混雑を避ける、換気をする、会話を控えるなど、基本的な感染症対策を講じたうえで、公共交通機関又は貸切バス等を用途に応じて選択することを可とする。

(4) 非常時に登校できない児童・生徒等への学習指導

改訂前 臨時休業・出席停止等によりやむを得ず登校できない場合は、学習に著しい遅れが生じることのないようにする。

改訂後 臨時休業や出席停止等によりやむを得ず登校できない場合は、ICT等を活用し学習に著しい遅れが生じることのないようにする。

改訂のポイント

学習保障の方法として、ICT等の活用を明記した。

(5) 臨時休業(学級閉鎖)期間の取り扱い

令和4年8月31日付4墨教学第1276号通知を基に、取り扱いの但し書きを追記した。

第1 共通事項【教育活動全般】

基本的な考え方

- 基本的な感染症対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって幼児・児童・生徒(以下「児童・生徒等」という。)の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温する等、健康観察を丁寧に行う。
- 国内及び都内の感染状況を鑑み、感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。
- 日々の教育活動において、タブレット端末を活用した学習指導に取り組み、オンラインの積極的な活用・定着に取り組む。
- 感染状況により、学級・学年閉鎖等の臨時休業となることも想定し、家庭とオンラインで結んで学習を円滑に進めるための校内体制の準備、児童・生徒等への使い方指導及び保護者への協力依頼や家庭との通信の試行等を行う。

新型コロナウイルス感染症に気をつけて

元気にすごそう

東京都教育委員会 令和4年8月18日【小学生用】

登校前の健康観察

毎日、登校前に体温をはかり、体調を確認しましょう。

のどの痛みや、せき、発熱、頭痛など具合の悪いところがあるときは、無理して登校せず、病院に行きましょう。

検温 体調よし

こまめに換気

教室や体育館などでは、窓を開けたり、サーキュレーターを活用したりしてこまめに空気を入れかえましょう。

手洗い・消毒

学校に来たとき、学校や外出先から家に帰ったとき、食事の前などに、石けんで手洗いをしましょう。

たくさんの人が使うものにさわったときは、手洗いやアルコール消毒液による手や指の消毒を行いましょう。

マスクの着用について

学校に来るときは、不織布マスクを持ってきましょう。

暑い季節は、マスクをしていると熱中症になる危険が高まります。まわりの人とはなれて、マスクを外しましょう。

マスクをする必要がない場面(例)

- ・体育の授業中
- ・ランニングなど、人とはなれて運動するとき
- ・屋外で、周りの人とはなれているとき
- ・屋内で、人と会話せず読書などをするとき

マスクをする場面(例)

- ・試合の応援など人が集まって声を出す場面
- ・更衣室など人が集まる場所を利用するとき
- ・食事の後、おしゃべりするとき

保護者の皆様へ

- ・毎朝の健康観察をご家族で行い、お子様やご家族の体調がすぐれない場合は、登校を控えてください。
- ・ワクチン接種について、ご家庭で検討してください。東京都の大規模接種会場でも、接種を受けることができます。予約なしで接種できる会場もあります。

東京都新型コロナウィルスワクチン接種ポータルサイト

夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について
(令和4年8月18日 東京都教育委員会教育長)

<p>基本的な感染症予防策</p>	<p>(1) 3密(密閉・密集・密接)回避を徹底する。</p> <p>(2) 児童・生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれない場合はマスクの着用を推奨する。ただし、会話をほとんどしない場合は、マスクを着用する必要はない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ただし、次の場合はマスクを着用する必要はない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な身体的距離が確保できる場合 ・熱中症は、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先するため、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合 ・熱中症リスクが高い夏場における徒歩での登下校時 ・休み時間の外遊びなど密にならない場合 ・屋内外にかかわらず、体育の授業時 ・運動部活動の場合(体育の授業に準じて対応) </div> <p>上記のマスクを外す場面では、換気や会話を控えることについても指導する。</p> <p>例えば、教室内で、十分な身体的距離が確保でき、会話をほとんどしない場合は、マスクを着用する必要はない。</p> <p>(3) 正しい手洗い(手洗いの方法、アルコール消毒等の指導)、咳エチケットを徹底する。</p> <p>(4) 教室等における密集を回避するため、児童・生徒同士の間隔を、原則2m以上(最低1m)空ける。</p> <p>(5) 空調を使用しながら窓と出入口等2か所以上を開ける等、常時換気を徹底する。換気状態を管理するため、二酸化炭素濃度計を活用し、二酸化炭素濃度の目安を1,000ppm以下として、教室等における十分な換気を行う。</p> <p>(6) 教室等の大勢がよく手を触れる場所等の消毒、手指消毒用のアルコールを含んだ消毒液を設置(校内環境の管理)する。</p> <p>(7) 毎朝の検温及び健康観察を行わせ、健康観察表に必ず記録させる。本人及び同居する家族について毎朝検温させ、健康観察表へ記録・提出させる。(本人及び同居する家族に咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は無理せず登校を控えさせる。)</p> <p>(8) 複数学年が、同一会場に一堂に会す教育活動は、基本的な感染症対策を踏まえた工夫をして実施する。</p> <p>(9) 来校(園)者に玄関等入口での検温を実施し、マスクの着用を推奨する。</p> <p>(10) 教職員等による会議の際、マスクの着用を推奨する。</p> <p>(11) 家庭における感染症対策の徹底について、機会を捉えて各学校・園から学校(園)だより等を活用して周知する。</p>
<p>長期休業日</p>	<p>墨田区立幼稚園の管理運営に関する規則及び墨田区立小中学校の管理運営に関する規則に基づく日程とする。</p>

	場面	マスクの着用(※1)
基本的な 感染症対 策を徹底	体育の授業	必要ありません
	運動部活動	体育の授業に準じます
	登下校時	熱中症リスクが高い夏場(※2)においては必要ありません
	休憩時間	密にならない外遊び(※3)の際には必要ありません
	幼稚園	個々の発達の状況や体調を踏まえ、マスクの着用を一律には求めません

※1 児童・生徒・園児のマスクの着用を禁止する趣旨ではありません。

熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しても適切に配慮します。

※2 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日

※3 人との距離2m以上を目安

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について(保護者宛)

(令和4年5月 墨田区教育委員会)

TOPICS

マスクについて

<マスクの効果>

マスクは、鼻と口を覆うことで、咳やくしゃみの飛沫の飛散を防ぎ、ウイルス等を人に感染させるリスクを減らす効果があります。症状がない感染者(不顕性感染)もウイルスを人に感染させる可能性はあるため、学校のように多くの児童・生徒等や教職員等が集まる場所では、マスクを正しく着用することにより感染拡大を防ぐ効果があります。

また、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持つとされているため、不織布マスクの使用を推奨します。



<マスクを着用する際の注意事項>

- ・マスクを着用することにより呼吸に負荷がかかる場合もあるため、熱中症のおそれがある場合等は、換気や互いに距離を保つなどの感染症対策を行った上で、マスクを着用しないこともあります。

※体育の授業におけるマスクの着用については、3(4)イ(p.30)を参照

- ・マスクのフィルターには病原体が付着している可能性があるため、使用中はあまり触らないようにします。体育の授業や食事等で外す場合も、できるだけ表面には触らないようにし、布で挟んだり、ビニール袋に入れたりして保管します。マスクを外した後は、流水と石けんで手を洗います。

<指導に当たって>

- ・児童・生徒等が、学校でマスクを着用することの効果や着用する際の注意事項を理解できるよう指導します。

- ・マスクについては、一律に着用を促すだけでなく、個々の児童・生徒等の事情に応じた配慮が必要であり、そのことを保護者にも周知する必要があります。

新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】

～学校の「新しい日常」の定着に向けて～ 改訂版 ver. 4.1

(令和4年2月9日 東京都教育委員会)

様々な事情により、常時マスクを着用することに不調を感じる児童・生徒への差別や偏見が生じることをないよう配慮したうえで指導する。



夏のマスクは、**熱中症**に気をつけて！

マスクは重要な感染症対策のひとつですが、気温や湿度が高くなると、マスクをつけていることで熱中症になるおそれが高まります。夏場は、マスクを着用する必要がない場面では、外すことをおすすめします。

	身体的距離が確保できる		身体的距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話をする	マスクの着用がおすすめ	マスクを着用する必要はない	マスクの着用がおすすめ	マスクの着用がおすすめ
会話をほとんどしない	マスクを着用する必要はない	マスクを着用する必要はない	マスクの着用がおすすめ	マスクを着用する必要はない

- ▶ 屋内とは、建物の中や地下街、公共交通機関の中など。
- ▶ 学校では、屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や、部活動で運動しているときは、マスクをする必要はありません。
- ▶ お年寄りや会うときや、病院に行くときなどは、マスクをつけましょう。



マスクを着用する必要がない場面の一例



ランニングなど
人と離れて行う運動

会話せず、距離をとった登下校時

屋内で個人で行う
読書 など

マスクを着用する場面の一例



試合の応援や
声を出す場面

部室や更衣室
などの利用時

食事の後の
会話 など

夏季における児童生徒のマスクの着用について

(令和4年6月13日 東京都教育委員会教育長)

第2 個別事項【場面に応じた教育活動】

1 登下校・登降園

基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none">○ 教職員は、児童・生徒等に登校前に検温するように指示するほか、登校時に健康状態を速やかに確認する。○ 授業、放課後補習等の終了後は、速やかに下校させる。○ 熱中症のリスクが高い夏場においては、徒歩での登下校時にマスクを外すように指導する。○ 公共交通機関を利用して登下校する場面では、マスク着用の推奨を含めた感染症対策が必要となる。	
登下校・登降園での対応	<ul style="list-style-type: none">(1) 毎朝、登校前に検温させ、健康観察表に必ず記録させる。(2) 学校では登校時の健康観察を丁寧に行う。<ul style="list-style-type: none">・登校前に検温・登校時に健康観察表の提出・サーモグラフィ等で再確認(3) 登下校・登降園時は、同じ時間帯かつ一か所に多くの児童・生徒等が密集しないよう広い場所での待機、昇降口の複数配置、登下校時間内における時間差の登下校等を工夫する。(4) 夏場の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、マスクを外すよう指導する。マスクを外してよいかどうか、自分で判断することが難しい年齢の子供へは、屋外でマスクを外すよう、積極的に声を掛けるなどの指導を行う。<p>これらのマスクを外す場面では、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導する。</p>

2 授業における各教科・領域等の指導

基本的な考え方

- 教員、児童・生徒等は飛沫防止のため、体育以外の授業中は原則としてマスクの着用を推奨する。その際、正しいマスクの着用の仕方を指導する。

ただし、次の場合はマスクを着用する必要はない

- ・十分な身体的距離が確保できる場合
- ・気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合
- ・体育の授業(令和4年5月24日付事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」参照)

これらのマスクを外す場面では、換気や会話を控えることについても指導する。

なお、これらの記載する場面において、児童・生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じたうえで、様々な理由からマスクの着用を希望する児童・生徒等に対しても適切な配慮をする。

- 感染状況や学校の実態を踏まえ、工夫して主体的・対話的で深い学びに向けた授業の実現に努める。
- 実技や実験、実習等で使用する用具や楽器等は、できるだけ個人の教材教具を使用し、児童・生徒同士の貸し借りは控える。器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いをを行う。
- やむを得ず登校できない事態を想定し、学校や家庭において、一人一台端末を活用できるよう様々な工夫を行い、タブレット端末を活用しオンラインによる学習保障を行う取組を進める。

各教科共通

- (1) グループ活動や少人数等の話し合い活動は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞る等工夫を行ったうえで、人数に配慮して実施する。
「密集」、「密接」を避けるため、「ロイロノートスクール」等タブレット端末を活用した意見交換等を積極的に進める。
- (2) 飛沫感染の可能性が高い活動の実施は、感染症対策を行い、「密集」、「密接」を避けるほか、リスクの低い活動から実施する。対策を講じてもなお、感染リスクが高いと認める場合は実施しない。

理科	<p>観察や実験の学習については、「3密」を避け、可能な限り、以下の感染防止対策を行った上で実施する。</p> <p>(1) 理科室等の換気を十分に行う。</p> <p>(2) 対面したり席を寄せ合ったりしないよう席の間隔を空け、人数や机・椅子の配置を工夫する。</p> <p>(3) 1セットの実験器具を扱う人数を2人以下までとする等工夫し、密接を防ぐ。</p> <p>(4) 実験器具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行う。</p>
音楽	<p>歌唱及び管楽器(リコーダー等)の学習については、「3密」を避け、以下の感染防止対策を行った上で実施する。</p> <p>(1) 音楽室等の換気を十分に行う。</p> <p>(2) 児童・生徒等の前に他の児童・生徒等が位置しないように、窓や壁に向かって原則2m以上(最低1m)の間隔を空け、横1列の隊形や半円の隊形で実施する。</p> <p>(3) 歌唱指導の際には飛沫感染を防止するため、マスクの着用の推奨や間隔を十分に空けること等の対策をとる。</p> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <p>歌唱及び管楽器(リコーダー等)の学習は教室(音楽室等)では行わず、家庭学習等で代替する。</p>
家庭科 (調理実習)	<p>調理実習は、「3密」を避け、可能な限り、以下の感染防止対策を行った上で実施する。</p> <p>(1) 家庭科室等の換気を十分に行う。</p> <p>(2) 児童・生徒等の距離を原則2m以上(最低1m)確保し、対面になったり席を寄せ合ったりしないよう人数や配置を工夫する。</p> <p>(3) 1台の調理器具を扱う人数を2人以下までとする等工夫し、密接を防ぐ。</p> <p>(4) 調理器具を共用する場合は、使用前後の手洗いを徹底させる。</p> <p>(5) 喫食する場合は、給食時と同様児童・生徒の間隔を空け、会話をせず一定方向を向く等、給食時と同様に飛沫感染防止策を徹底する。</p> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <p>調理実習は教室(家庭科室等)では実施せず、家庭学習等で代替する。</p>

<p>体育・保健体育</p>	<p>< 水泳指導等以外の授業 ></p> <p>体育の学習活動の取扱いは、文部科学省の令和4年5月24日付事務連絡に基づいて行う。併せて、以下の内容に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 屋外の運動場に限らず、屋内の体育館等を含め、体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。 (2) 児童・生徒の間隔を十分に確保し、こまめに換気を行う。屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動は避ける。また、空調機を使用する際は、過度に温度を上げたり下げたりせずに、省エネルギー対策に努める。 (3) 可能な限り屋外で実施する。ただし、気温が高い日は熱中症に注意し、屋内に変更するなど、対策を講じる。 (4) 更衣室を使用する際は、マスクの着用を推奨し、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、児童・生徒等が密着した状態とならないよう3密防止を工夫する。 (5) 器具や用具等を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを確実にを行う（使用した器具や用具等の消毒は、必ずしも行う必要はない）。 <p>< 水泳指導等 ></p> <p>水泳の授業は、「3密」を避ける等、以下の感染防止対策を行ったうえで、実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事前に健康診断を実施し、疾病等を把握する。 (2) 健康観察表等で7日前から発熱等の症状がないことを確認する。 (3) 更衣室等の利用の際には換気を十分に行うほか、人数や配置を工夫する。児童・生徒等の身体的距離の確保が困難な場合は、時間や場所を変える等、一斉利用を避け、少人数にする。マスクの着用を推奨し、不必要な会話や発声をしないよう指導する。 (4) 複数学年での合同授業を実施する場合は、「3密」を避けるなど、感染症対策を講じて行う。一方、同学年でも密の状態になる場合は、学年や学級を複数に分割する等「3密」を避ける。 (5) 2m以内で向かい合ったり、身体的接触を伴ったりする活動は行わない。 (6) プール内での活動時は一斉に大人数が入らないようにする。プールサイドでの間隔を原則2m以上(最低1m)とる。 (7) タオルやゴーグル、水泳帽等の貸し借りや共用をさせない。 (8) 授業を見学する児童・生徒等については熱中症にならないよう、日陰での見学や他の児童・生徒との距離を原則2m以上(最低1m)確保し、マスクを外す。その際、会話を控えるよう指導する。 (9) 保護者等から感染への不安により入水を控えさせたい旨の相談があった場合には、その意向を踏まえるとともに、児童・生徒等の成績等が不利にならないよう配慮する。 (10) プール水の遊離残留塩素濃度については、入水時及び指導中等プールの
----------------	--

どの部分でも常に基準濃度(0.4mg/L以上)となるよう、適切に管理する。

< 幼稚園におけるプール等を活用した活動 >

幼稚園においては、上記の「水泳指導」の内容を十分に踏まえ、園の施設・環境に応じた対策を講じたうえで実施する。

なお、幼児期の特性から幼児が必ずしも上記の対応を直ちに実施できないと考えられるので、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになるための十分な時間を確保する。

【特別措置等発令及び適用時の対応】

水泳指導等における感染症対策を学校全体で徹底できるよう共通理解を図ったうえで、更に下記の留意事項を厳守し、実施する。

- (1) 更衣室、トイレ、控え場所等の屋内では、マスクの着用を推奨する。ただし、気温・湿度や暑さ指数(WGTB)が高い場合には、熱中症等の健康被害が発生する恐れがあるため、マスクを外すよう指導する。熱中症も命の危険に関わることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。なお、マスクを外す場面では、児童・生徒同士の間隔を原則2m以上(最低1m)の十分な距離を保ちつつ、近距離での会話をしないよう指導する。
- (2) マスクを外した時は専用のケース又はファスナー付のプラスチック・バック等に収納する。
- (3) 可能な限りコースを1列ずつ空けて利用するなどして実施する。その際、コース内で泳ぐ際には前後2m以上の間隔を空けて泳ぐよう指導する。
- (4) コースを使って指導する場合は、スタート位置を両側に分ける等、待っている児童・生徒が密にならないよう工夫する。また、ゴールやターンをした時に行う大きな呼吸が他の児童・生徒に息がかかるリスクを下げるようにする。
- (5) 自由遊泳は行わない。
- (6) シャワーを浴びる際には少人数で利用させるとともに、不必要な会話や発声はしないよう指導する。また、準備運動時も同様とする。
- (7) 更衣室の利用中は、マスクの着用を推奨し、不必要な会話や発声はしないよう指導し、更衣室利用の前後に手洗いや消毒を徹底する。
- (8) プールの側溝やプールサイドの床等は定期的に清掃する。
- (9) 授業を見学する児童・生徒については、気温が高い日等は、熱中症にならないよう、日陰での見学や、必要に応じてマスクを外し、他の児童・生徒との距離を2m以上確保するとともに、会話を控えるよう指導する。
- (10) 水泳指導については学習指導要領に基づき適正に実施する。ただし、水泳の指導時数を十分に確保できない場合は、水泳の心得や事故防止に関する心得について指導する。

	(11) 幼稚園については、上記の留意事項を踏まえ、幼児の発達の段階及び園の施設・環境に応じた対策を講じたうえで実施する。
自立活動	特別支援学級等における自立活動については、教員と児童・生徒等や児童・生徒同士が接触する等、感染リスクが高い学習活動も考えられる。個別の指導計画に基づく自立活動の具体的な指導について、実施の要否や代替できる指導内容の見直しを行い、適切な配慮を行ったうえで実施する。
図書室の利用	<p>図書室利用前後に、手洗いをするというルールを徹底するとともに、図書室内での「3密」が生じないように配慮し、貸出等の機能を継続する。</p> <p>なお、返却された図書を一定の期間保管するなどの対応は必要ない。</p> <p>詳細については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」(令和2年5月14日策定 公益社団法人全国学校図書館協議会)を参照すること。</p>
清掃活動	<p>清掃活動は、学校内の環境衛生を保つうえで重要である一方、共同作業を行うことが多いため、換気のよい状況で、マスクの着用を推奨する。</p> <p>また、共用の用具等を用いるため、清掃が終わった後は、必ず手洗いをを行うよう指導する。</p>

3 学校行事

<p>基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「3密」を避け、集団感染(クラスター)を防止するため、複数の学年が同一場所に一堂に集まって実施する必要がある場合は、感染症対策を講じたうえで実施を可とする。その際は、学年にかかわらず身体的接触を伴う活動は行わない。 ○ 飲食を伴う学校行事は行わない。(給食・弁当等の昼食を除く。) ○ 来校(園)者には玄関等入口での検温を実施し、マスクの着用を推奨する。
<p>運動会・体育祭</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症防止対策を行ったうえで、体育の授業の一環として行い、成果の発表の場とする。 (2) 実施内容は、短距離走や表現運動等、人の接触や密集の少ない競技とする。児童・生徒等が接触を伴う「組体操」「棒倒し」「騎馬戦」「むかで競争」「棒倒し」「いかだ流し」等は実施しない。 (3) 種目を絞り、短時間で実施する。また、練習は体育の授業の範囲内で行い、特別時程等、長時間にわたる練習時間を要しない内容を工夫する。 (4) 複数の学年が同一会場で活動したり、発表する学年以外の学年が校庭等で参観したりする必要がある場合は、以下の感染症対策を講じたうえで実施を可とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。 ・校庭での演技者と参観者(学年間)を原則5m以上(最低2m)確保する。 ・応援など大きな声を出さない。 ・参観する児童・生徒は同一方向を向く。 <p>なお、開・閉会式等、全校の児童・生徒等が同一会場に一堂に集まるような活動については、会話を控える、同一方向を向いて整列するなど、感染症対策を講じたうえで実施可とする。</p> (5) 学年ごとに参観する保護者の入れ替えを行う等工夫して密集を避ける。 (6) 地域等の方の参観は、事前予約により人数を制限し、来校者名簿を作成する等、来校者を確実に把握する。 (7) 来校者同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。 (8) 一方通行にする等来校者の行動経路や動線を制限し、接触者が特定できるよう工夫する。 <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 参観は保護者のみとし、地域等の方の参観は中止する。 (2) 地域等の方の参観を行う場合は、発令解除後に実施する。 (3) 学年ごとに実施し、複数学年が同一会場(校庭等)に一堂に集まったの活動及び参観は行わない。校庭に出るのは発表する学年のみとし、他の学年はリモートで参観する、又は教室等で通常授業を行う。開・閉会式等を行う場合はリモートや放送等で行う。

<p>音楽会・合唱祭 ・文化祭(舞台 を使った発表 等)</p>	<p>(1)音楽の授業の一環として行い、成果の発表の場とする。 (2)原則として歌唱の際にはマスクの着用を推奨する。マスクを着用していても、必要以上に大きな声で歌わないほか、マイク等の活用を工夫する。児童・生徒等が前後2m以上、左右1m以上の身体的距離を置く。 (3)会場は、体育館等広い場所とし、十分な換気を行う。 (4)マスクをとって歌唱や管楽器を演奏する場合は、マイクロ飛沫による感染を防ぐため、常時十分な換気を行うとともに、児童・生徒等が前後左右2m以上の身体的距離を置く。 (5)演技をする際は対面を避け、児童・生徒の前に他の児童・生徒が位置しないようにする等、飛沫による感染を防ぐ工夫する。 (6)複数の学年が同一会場で活動したり、発表する学年以外の学年が参観したりする必要がある場合は、以下の感染症対策を講じたうえで実施を可とする。 ・児童・生徒同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。 ・舞台等での発表者と参観者(学年間)を原則5m以上確保する。 ・大きな声を出さない。 ・参観(鑑賞)する児童・生徒はマスクの着用を推奨し、同一方向を向き、会話を控える。 (7)学年ごとに参観する保護者の入れ替えを行う等工夫して密集を避ける。 (8)地域等の方の参観は、事前予約により人数を制限し、来校者名簿を作成する等、来校者を確実に把握する。 (9)来校者同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。 (10)一方通行にする等来校者の行動経路や動線を制限し、接触者が特定できるよう工夫する。 (「吹奏楽の活動及び演奏会等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」参照)</p>
	<p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <p>(1)歌唱や管楽器を用いる活動は行わない。 (2)学年ごとに実施し、複数の学年が同一会場に一堂に集まったの活動や発表及び参観は行わない。 (3)参観は保護者のみとし、別室にてリモートで視聴できるようにする等工夫する。地域等の方の参観は中止する。 (4)歌唱や管楽器を用いる活動を実施する場合は発令解除後に実施する。 (5)中止とする場合は代替の活動を検討する。</p>
<p>展覧会・文化祭 (作品展示)</p>	<p>(1)図画工作や美術等、関連する授業の一環として行う。 (2)実施内容は作品や映像等で展示する形式を原則とする。発表を行う場合はマスクの着用を推奨する。必要以上に大きな声を出さないようマイク等を活用し、前後左右との間隔を十分に確保して行う。</p>

	<p>(3)会場は体育館等の広い場所とし、十分な換気を行う。</p> <p>(4)来校者同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。</p> <p>(5)鑑賞や参観は人数を制限し、多くの人が同一時間帯に会場に密集しないようにする。</p> <p>(6)学年ごとに参観する保護者の入れ替えを行う等工夫して密集を避ける。</p> <p>(7)鑑賞の際は、来校者や参観者を一方通行にする等の行動経路や動線を制限し、接触者が特定できるよう工夫する。</p> <p>(8)地域等の方の鑑賞や参観は、事前予約により人数を制限し、来校者名簿を作成する等、来校者を確実に把握する。</p>
学芸会	<p>(1)国語、図画工作や美術等、関連する授業の一環として行う。</p> <p>(2)演技等で台詞を言う時や歌唱の際は、原則としてマスクの着用を推奨する。マスクを着用していても、必要以上に大きな声を出さないようにするほか、マイク等の活用を工夫する。児童・生徒等が前後2m以上、左右1m以上の身体的距離を置く。</p> <p>(3)会場は、体育館等広い場所とし、十分な換気を行う。</p> <p>(4)マスクをとって演技をする場合は、マイクロ飛沫による感染を防ぐため、常時十分な換気を行うとともに、児童・生徒等が前後左右2m以上の身体的距離を置く。</p> <p>(5)演技をする際は対面を避け、児童・生徒の前に他の児童・生徒が位置しないようにする等、飛沫による感染を防ぐ工夫する。</p> <p>(6)児童・生徒等の前に他の児童・生徒等が相対しての発声や台詞等の発声はしない。</p> <p>(7)複数の学年が同一会場で活動したり、発表する学年以外の学年が参観したりする必要がある場合は、以下の感染症対策を講じたうえで実施を可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。 ・舞台等の発表者と参観者(学年間)を原則5m以上確保する。 ・大きな声を出さない。 ・参観(鑑賞)する児童・生徒等は同一方向を向く。 <p>(8)観劇や参観は人数を制限し、多くの人が同一会場に集まらないようにする。</p> <p>(9)学年ごとに参観する保護者の入れ替えを行う等工夫して密集を避ける。</p> <p>(10)地域等の方の参観は、事前予約により人数を制限し、来校者名簿を作成する等、来校者を確実に把握する。</p> <p>(11)来校者同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。</p> <p>(12)一方通行にする等来校者の行動経路や動線を制限し、接触者が特定できるよう工夫する。</p> <p>(13)学芸会の代替として、学年又は学級による通常授業の形式での音読発表会や学習発表会等を、実施することも考慮する。</p>

	<p>(「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン改訂版」 公益社団法人全国公立文化施設協会 参照)</p> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <p>(1) 舞台を使って大きな声で台詞を言ったり歌を歌ったり、管楽器を演奏したりする活動は行わない。</p> <p>(2) 学年ごとに実施し、複数学年が同一会場に一堂に集まったの活動や参観は行わない。</p> <p>(3) 参観は保護者のみとし、別室にてリモートで視聴できるようにする等工夫する。地域等の方の参観は中止する。</p> <p>(4) 歌唱や管楽器を用いる活動を実施する場合は発令解除後に実施する。</p> <p>(5) 中止とする場合は代替の活動を検討する。</p>
<p>生活発表会 (幼稚園)</p>	<p>(1) 基本的な感染症対策を講じたうえで、マスクの着用を一律に求めない。必要以上に大きな声を出さないようにするほか、マイク等の活用を工夫する。幼児等が前後2m以上、左右1m以上の身体的距離を置く。</p> <p>(2) 会場は、小学校の体育館を借りるなど広い場所で実施し、十分な換気を行う。</p> <p>(3) 演技をする場合は、マイクロ飛沫による感染を防ぐため、常時十分な換気を行うとともに、幼児が前後左右2m以上の身体的距離を置き、対面による台詞等の発声はしない。</p> <p>(4) 複数の学年が同一会場で活動したり、発表する学年以外の学年が参観したりする必要がある場合は、以下の感染症対策を講じたうえで実施を可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。 ・舞台等の発表者と参観者(学年間)を原則5m以上確保する。 ・大きな声を出さない。 ・参観(鑑賞)する幼児は同一方向を向く。 <p>(5) 参観は人数を制限し、多くの人が同一会場に集まらないようにする。</p> <p>(6) 学年ごとに参観する保護者の入れ替えを行う等工夫して密集を避ける。</p> <p>(7) 地域等の方の参観は、事前予約により人数を制限し、来校者名簿を作成する等、来校者を確実に把握する。</p> <p>(8) 来校者同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。</p> <p>(9) 一方通行にする等来校者の行動経路や動線を制限し、接触者が特定できるよう工夫する。</p> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <p>(1) 一緒に歌う活動や大きな声を出す活動は行わない。</p> <p>(2) 学年ごとに実施し、複数学年が同一会場に一堂に集まったの活動や発表及び参観は行わない。</p> <p>(3) 参観は保護者のみとし、別室にてリモートで視聴できるようにする等工夫</p>

	<p>する。地域等の方の参観は中止する。</p> <p>(4) 歌唱や管楽器を用いる活動を実施する場合は発令解除後に実施する。</p> <p>(5) 中止とする場合は代替の活動を検討する。</p>
入学式(入園式)・卒業式(卒園式)	<p>感染状況を踏まえて、別途通知する。</p>
離任式、1年生を迎える会、卒業生を送る会、感謝の会(謝恩会)、その他の集会活動	<p>(1) 複数の学年が同一会場で活動したり、発表する学年以外の学年が参観したりする必要がある場合は、以下の感染症対策を講じたうえで実施を可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。 ・舞台等の発表者と参観者(学年間)を原則5m以上確保する。 ・大きな声を出さない。 ・参観(鑑賞)する児童・生徒等は同一方向を向く。 <p>(2) 学年ごとに参観する保護者の入れ替えを行う等工夫して密集を避ける。</p> <p>(3) 来校者同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。</p> <p>(4) 一方通行にする等来校者の行動経路や動線を制限し、接触者が特定できるよう工夫する。</p> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <p>(1) 学年ごとに実施し、複数学年が同一会場に一堂に集まったの活動や参観は行わない。</p> <p>(2) 参観は保護者のみとし、地域等の方の参観は中止する。</p>

4 校外学習(遠足・見学等)

<p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数学年が同一場所で活動する必要がある場合は、「3密」を避けるなど感染症対策を講じたうえで実施を可とする。その際は、学年にかかわらず身体的接触を伴う活動は行わない。 ○ 生活科・社会科見学等では、教科として位置付けた教育活動を実施する。 ○ 公共交通機関を使用する場合は、マスクの着用を推奨し、通勤ラッシュ等の混雑した時間帯を避けるとともに、1車両に少人数のグループごとに乗車するなど「3密」対策を徹底する。 ○ 貸切バス等で移動する際には、窓を開けたりこまめな休憩をとったりして換気を十分にとり、マスクの着用を推奨し、手洗いをを行う、会話を少なくする等の感染防止対策を行う。 	
<p>遠足、 生活科・社会科見学</p>	<p>< 遠足 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 写生や自然観察等、関係する授業の一環として行う。 (2) 遠足先の活動においても感染症対策を講じたうえで実施する。 <p>< 生活科・社会科見学 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活科や社会科等の学習内容に関する授業の一環として行う。 (2) 見学先においても感染防止対策が十分行われていることを確認する。 (3) 見学先の企業等から DVD 等の資料提供を受けることが可能な場合は、その資料を活用して学習を行う等、学習内容を工夫する。
	<p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <p>< まん延防止等重点措置適用時 ></p> <p>都県境を越える校外での活動は、実施場所の感染状況により実施の可否について教育委員会事務局と協議し、総合的に判断したうえで、実施を可とする。</p> <p>< 緊急事態宣言発令時 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都県境を越える校外学習は行わない。 (2) 都県境を越える場合は延期又は中止する。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を検討する。 (3) 保護者が同伴する遠足(親子遠足等)は延期又は中止する。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を検討する。
<p>職場体験活動</p>	<p>感染症対策を徹底したうえで実施する。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止による感染症対策等により、受入れ事業所(地元の商店、民間企業、公的施設等)の確保が困難な場合は、代替の活動として各校にて「キャリア教育」に関する指導を行う。</p> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <p>代替の活動を実施する。事業所からゲストティーチャーを招き対面形式で講演会、又は同時双方向型のオンラインで結んで職業に関する講話やワークショップの実施、事業所から仕事紹介の動画(VTR 等)の提供を受けて視聴する等、各校にて「キャリア教育」に関する指導を行う。</p>

<p>その他の区内見学施設</p>	<p><東京スカイツリー・すみだ水族館> 見学については確認する。 見学は実施している。ただし、見学内容や方法等については直接確認する。</p> <p><プラネタリウム> 小学校第4学年を対象に出前授業を実施する。 実施内容については庶務課から通知</p> <p><すみだ郷土文化資料館> 見学については確認する。 見学は実施している。資料館に直接申し込み、見学方法や内容について調整して実施する。</p> <p><すみだ北斎美術館> 見学については確認する。</p> <p>(1)令和4年度は原則団体見学の受け入れを実施していない。ただし、学級をいくつかの班に分け、入館の人数を5人以下にするなど分散しての見学は可能である。見学方法については、直接確認する。</p> <p>(2)出前授業は実施している。(墨田区立学校支援ネットワーク事業を通じて申請する。)</p> <p>(3)学習資料(リーフレットの配布、DVDの貸し出し等)の提供は可能である。</p> <p><墨田清掃工場> 見学については確認する。</p> <p>(1)令和4年7月19日から社会科見学の受け入れを予定している。 見学内容や方法等については各学校で直接確認する。</p> <p>(2)社会科見学受け入れが再開されるまでの間は、東京二十三区清掃一部事務組合の「墨田清掃工場オンライン見学」を活用する。 オンライン見学の活用は、墨田清掃工場に電話にて直接確認する。</p>
-------------------	---

5 宿泊行事

基本的な考え方																	
○ <u>これまで行ってきた本人・家族の健康管理をはじめ、移動手段や宿泊施設での感染予防対策を継続しながら実施する。</u>																	
実施内容	<p>【令和4年4月現在の対応】</p> <table border="0"> <tr> <td>小学校移動教室（小5）</td> <td>2泊3日で実施</td> </tr> <tr> <td>小学校野外体験活動事業（小6）</td> <td>2泊3日で実施</td> </tr> <tr> <td>特別支援学級合同移動教室（小3, 4）</td> <td>1泊2日で実施</td> </tr> <tr> <td>特別支援学級合同移動教室（小5, 6）</td> <td>2泊3日で実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>中学校野外体験活動事業（中1）</td> <td>1泊2日又は2泊3日で実施</td> </tr> <tr> <td>中学校移動教室（中2）</td> <td>1泊2日又は2泊3日で実施</td> </tr> <tr> <td>中学校修学旅行（中3）</td> <td>2泊3日で実施</td> </tr> </table> <p>詳細は、学務課事務担当まで</p>	小学校移動教室（小5）	2泊3日で実施	小学校野外体験活動事業（小6）	2泊3日で実施	特別支援学級合同移動教室（小3, 4）	1泊2日で実施	特別支援学級合同移動教室（小5, 6）	2泊3日で実施			中学校野外体験活動事業（中1）	1泊2日又は2泊3日で実施	中学校移動教室（中2）	1泊2日又は2泊3日で実施	中学校修学旅行（中3）	2泊3日で実施
	小学校移動教室（小5）	2泊3日で実施															
小学校野外体験活動事業（小6）	2泊3日で実施																
特別支援学級合同移動教室（小3, 4）	1泊2日で実施																
特別支援学級合同移動教室（小5, 6）	2泊3日で実施																
中学校野外体験活動事業（中1）	1泊2日又は2泊3日で実施																
中学校移動教室（中2）	1泊2日又は2泊3日で実施																
中学校修学旅行（中3）	2泊3日で実施																
	<p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <p>感染予防対策を十分に講じたうえで、実施する。実施の際は、保健所と連携しながら、移動時・宿泊時・訪問先における各種の感染症対策ガイドラインに基づき行動する。ただし、今後の感染状況によっては、実施内容を変更し、又は中止する場合がある。</p> <p>また、旅行先の自治体等から事前検査を求められた場合は、必要に応じて抗原検査等を実施する。</p>																

6 連合行事

基本的な考え方	
○「3密」を避け、十分に感染症対策を講じたうえで実施する。	
連合陸上競技会	<p>令和4年度 第68回墨田区立中学校連合陸上競技大会要項に基づき、実施する。 詳細は別途通知する。</p> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】 保護者の参観は人数を制限して行う。 各家庭2名までの参観とする。 保護者は運動場内へは入らず、限定した観覧エリアにて参観する。</p>
連合音楽会	<p>(1)原則として歌唱の際にはマスクの着用を推奨する。マスクを着用していても、必要以上に大きな声で歌わないほか、マイク等の活用を工夫する。児童・生徒等が前後2m以上、左右1m以上の身体的距離を置く。</p> <p>(2)会場は、体育館等広い場所とし、十分な換気を行う。</p> <p>(3)マスクをとって歌唱や管楽器を演奏する場合は、マイクロ飛沫による感染を防ぐため、常時十分な換気を行うとともに、児童・生徒等が前後左右2m以上の身体的距離を置く。</p> <p>(4)演技をする際は対面を避け、児童・生徒の前に他の児童・生徒が位置しないようにする等、飛沫による感染を防ぐ工夫する。</p> <p>(5)演技者と参観者との距離は5m以上空ける。</p> <p>(6)座席配置は、会場施設の基準に基づく。</p> <p>(7)保護者・地域等の方の参観は、人数を制限するなど工夫し密集を避ける。</p> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】 (1)中止又は延期とする。 (2)実施する場合は、無観客で映像収録やオンライン配信としたり、保護者の人数を制限したりするなどの工夫を行う。その際、出演する児童・生徒同士が学校間で接触しないように配慮する。 (3)中止とする場合は自校で発表の場を設けるなど代替の活動を検討する。</p>
オーケストラ鑑賞教室	<p>(1)収容人数によって参加学年を決定する。</p> <p>(2)ホール扉、エントランス扉を開放する等、十分な換気を行う。</p> <p>(3)座席配置は、会場施設であるトリフォニーホールの基準に従う。</p> <p>(4)公共交通機関を使用する場合は、マスクの着用を推奨し、車両に少人数のグループごとに乗車するなど、「3密」対策を徹底したうえで使用する。</p>

特別支援学級合同球技大会 (中学校)	実施については他区の特別支援学校との合同行事であることから、主催者から別途通知される。
連合展覧会	(1)会場は、区役所施設、体育館等の広い場所とし、十分な換気を行う。 (2)鑑賞や参観の際は、人数を制限するなど、「3密」対策を徹底し、多くの人が同一時間帯に会場に密集しないよう工夫する。
夜間中学連合体育大会	実施については他区の夜間中学校との合同行事であることから、主催者から別途通知される。
連合学芸会	(1)原則として演技等で台詞を言う時や歌唱の際は、マスクの着用を推奨する。マスクを着用していても、必要以上に大きな声で歌わないほか、マイク等の活用を工夫する。児童・生徒等が前後2m以上、左右1m以上の身体的距離を置く。 (2)会場は、体育館等広い場所とし、十分な換気を行う。 (3)マスクをとって演技等で台詞を言う時、歌唱や管楽器を演奏する場合は、マイク飛沫による感染を防ぐため、常時十分な換気を行うとともに、児童・生徒等が前後左右2m以上の身体的距離を置く。 (4)演技をする際は対面を避け、児童・生徒の前に他の児童・生徒が位置しないようにする等、飛沫による感染を防ぐ工夫する。 (5)演技者と参観者との距離は5m以上空ける。 (6)座席配置は、会場施設の基準に基づく。 (7)保護者・地域等の方の参観は、人数を制限するなど工夫し密集を避ける。
	【特別措置等発令及び適用時の対応】 (1)中止又は延期とする。 (2)実施する場合は、無観客で映像収録やオンライン配信としたり、保護者1名のみでの参観としたりするなどの工夫を行う。その際、出演する児童・生徒同士が学校間で接触しないように配慮する。 (3)中止とする場合は自校で発表の場を設けるなど代替の活動を検討する。

7 部活動

<p>基本的な考え方</p> <p>○ 全ての部活動において、基本的な感染症対策を徹底し、生徒の安全を最優先にしたうえで、実施する。</p> <p>○ 「墨田区立学校 部活動の運営に関する取扱い方針について」に基づき、校長の判断において、実施する。</p>	
部活動	<p>< 感染症対策 ></p> <p>(1) 生徒等の健康・安全を確保するため、事前の検温等による健康観察を行い、生徒及び指導する教職員等の健康状態の把握を行う。</p> <p>(2) 会場の換気を十分に確保するとともに、生徒同士及び指導する教職員等と生徒間の距離を適切に確保する。</p> <p>(3) 活動は、「3密」を回避できる人数で行い、平日は2時間程度、週休日(祝日等含む)は3時間程度の短時間とし、広い場所で換気を十分行っている中で行うことなど感染症対策を徹底した上で実施する。</p> <p>(4) 感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施する。接触等を伴う活動において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は実施を控える。</p> <p>(5) 運動部での活動中等、運動をする場合は、マスクを着用する必要はない。ただし、見学中や熱中症になるリスクがない場合は、マスクの着用を推奨する。マスクを外した際は、原則2m以上(最低1m)の十分な距離をとり、会話、声援等はしないように指導する。</p> <p>(6) 競技終了後等の会食はしない。休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行う。やむを得ず昼食を摂る場面では、換気、生徒同士の間隔の確保、黙食を徹底する。</p> <p>運動部活動については、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応する。以下に記載するような場面においては、マスクの着用の推奨を含めた感染症対策を徹底する必要がある。</p> <p>活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共同エリアの利用時</p> <p>部活動前後での集団での飲食や移動時</p> <p>大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や昼食時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時</p> <p>(7) 文化部の活動で、プラスバンド等における管楽器の演奏や合唱、調理実習等は、感染症対策を講じたうえで行う。感染症対策を講じてもおお感染リスクの高い活動は行わない。実施にあたっては、以下の点に留意する。</p>

常時換気を徹底する。【換気】

活動する生徒等の前に他の生徒等が位置しないようにする。【密回避】

(例)窓や壁に向かって、原則2m以上(最低1m)(管楽器は2m程度)間隔を空けた横1列や半円の隊形で実施するなどの工夫を行う。

歌唱中や管楽器の演奏、演技中を除いて、マスクの着用を推奨し活動の前後に手洗い又は手指消毒を行う。【飛沫防止】

歌唱や演奏を行う者の舞台上の配置は前後2m以上左右1m以上確保する。【飛沫防止】

- (8)生徒が長時間にわたり近距離で対面形式となる活動、近距離で大きな声で話す活動、身体的接触を伴う活動は控える。
- (9)用具等を共同で使用する場合は、使用前後に必ず手洗いや手指の消毒を徹底させる。
- (10)複数で活動する場合は十分な距離をとって活動する。
- (11)チームでのゲーム等全体練習を実施する場合は、短時間とし、活動後に手洗いや手指消毒を徹底させる。
- (12)部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

<練習試合及び大会の参加>

- (1)運動部の大会等や文化部のコンクール等(以下「大会等」という。)に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として7日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。様式については、運動部・文化部ともに「東京都中学校体育連盟 大会開催における感染防止策チェックリスト」に添付されている様式等を活用して作成し、管理する。
- (2)大会等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や昼食時、会場での更衣や会議室等の利用においても、生徒・教員等の感染拡大を防止するための対策を講じる。
- (3)大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- (4)大会等参加に伴う練習試合や合同練習は感染状況に応じて可能とする。実施する場合は、校長の判断の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。
- (5)東京都中学校体育連盟等主催団体が作成する「感染拡大防止ガイドライ

	<p>ン」に則り、適切・確実な感染症防止対策を講じて参加する。</p> <p>(6) 大会等や練習試合とともに主催団体等の「感染拡大防止ガイドライン」のチェックリストを使用し、確実に遵守する。</p> <p>(7) 練習試合や大会等の移動で公共交通機関を使用する場合は、マスクの着用を推奨し、できるだけ混雑した時間帯を避け、少人数のグループごとに乗車するなど、「3密」対策を徹底する。</p>
	<p><留意事項></p> <p>(1) 活動や大会等終了後は、速やかに帰宅する。</p> <p>(2) 生徒等の安全確保のため、部活動中は生徒だけにならないよう教職員や部活動指導員が活動状況を把握する。</p> <p>(3) 生徒の体調が優れないときには無理をさせず、部活動を欠席する場合は、学校まで連絡するよう保護者に伝える。</p> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <p><まん延防止等重点措置適用時></p> <p>(1) 校長の判断の下、ガイドラインより短い活動時間で行う等限定的な実施を可とする。その際、感染症対策を十分に講じ生徒の安全を最優先する。</p> <p>(2) 活動や練習は主に個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離をおいて活動する。感染リスクの高い活動は控える。</p> <p>(3) 運動部では、基本的な技能や体力トレーニングを中心とし、身体接触を伴う活動、密集する活動及び飛沫感染の恐れが高い活動は行わない。</p> <p>(4) 文化部等の活動においては、主に個人で行う基礎的な練習やレッスンを中心とし、密集する活動及び飛沫感染の恐れが高い活動は行わない。</p> <p>(5) 発令の解除まで、大会・コンクールへの参加、対外試合(練習試合)・合同練習等の実施は延期又は中止する。ただし、都道府県大会等につながる地区予選大会・コンクール又は他の区市町村と関連のある大会・コンクール等の参加については、以下の対策を講じたうえで参加する。</p> <p>主催団体が作成する感染症防止ガイドライン等を遵守する。</p> <p>保護者に対し大会等への出場に関する通知を行ったうえで、生徒・保護者の同意書を得る。</p> <p>出場する大会等の初日を起算日として 14 日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、発熱等の症状がないことを確認する。様式については、運動部・文化部共に「東京都中学校体育連盟 大会開催における感染防止策チェックリスト」に添付されている様式等を活用して作成し、管理する。</p> <p>大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。</p>

学校として主催団体とともに責任をもって、会場への移動、昼食時、会場での更衣室及び会議室の利用など、大会・コンクール等におけるスポーツ・文化活動前後の場面も含め集団感染を発生させないよう感染症対策を十分に講じる。

活動日は、週4日以内に短縮し、活動時間は平日2時間程度、週休日(祝日等含む)3時間程度とする。その際、各種大会やコンクール等に出場する場合、その当日は活動日数に含まない。

- (6) 水泳部等の活動でプールに入水する場合は、P.7の「体育・保健体育」における水泳指導等の内容に即して実施する。
- (7) 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の開催に当たっては、無観客による映像収録やオンライン配信としたり、保護者のみの参観としたりするなどの工夫を行う。
- (8) 運動を行う際及び行った直後等は、生徒にマスクを外すよう指導する。また、指導した後、徹底できているかを確認する。その際、感染リスクを避けるため生徒等の間隔を2m以上とるなど十分に確保し、会話をしないようにさせる。
- (9) 運動部では大会等へ参加するための試合形式の練習等は可とするが、練習中以外はマスクの着用を推奨する。マスクを外す場面での会話やプレー終了後等の会食はしないなど感染症対策を講じる。また、暑い日などは熱中症事故の未然防止を徹底する。
- (10) 大会出場等を目的としていない部活動において、校長の判断の下、生徒の心身の健康等を維持するために、真に必要と判断した場合には、健康観察を確実に行之、週に3日以内で活動を認める(学期中については、平日に限る)。実施に当たっては、特別措置発令時であることを鑑み、その必要性を十分に検討する。
- (11) 発令の解除以降に実施できた場合も、「墨田区立学校 部活動の運営に関する取扱い方針について」に基づき、感染症対策を十分に講じて実施する。

< 緊急事態宣言発令時 >

- (1) 緊急事態宣言の解除まで、原則として部活動は中止とする。ただし、校長の判断の下、東京都中学校総合体育大会(中体連)等の公式戦につながる地区予選大会(以下「中体連大会」という。)及び東京都中学校吹奏楽コンクール(都中吹連)につながる大会(以下「コンクール」という。)等については、部活動の実施を可能とし、大会・コンクール等参加に伴う校内での練習は認める。

その際、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の

初日を起算日として 14 日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。様式については、運動部・文化部ともに「東京都中学校体育連盟 大会開催における感染防止策チェックリスト」に添付されている様式等を活用して作成し、管理する。なお、活動日は、週4日以内に短縮し、活動時間は平日2時間程度、週休日(祝日等含む)3時間程度とする。その際、各種大会やコンクール等に出場する場合、その当日は活動日数に含まない。

大会等参加に当たっては、中体連大会については東京都中学校体育連盟、コンクールについては全日本吹奏楽連盟の各ガイドラインに基づき、感染症対策を徹底する。

主催団体が作成する感染症防止ガイドライン等を遵守する。

保護者に対し大会等への出場に関する通知を行ったうえで、生徒・保護者の同意書を得る。

出場する大会等の初日を起算日として 14 日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、発熱等の症状がないことを確認する。様式については、運動部・文化部共に「東京都中学校体育連盟 大会開催における感染防止策チェックリスト」に添付されている様式等を活用して作成し、管理する。

大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

- (2)大会等への参加のために、水泳部等の活動でプールに入水する場合は、P.5の「体育・保健体育」における水泳指導等の内容に即して実施する。
- (3)運動部では大会等へ参加するための試合形式の練習等は可とするが、練習中以外はマスクの着用を推奨する。マスクを外す場面での会話やプレー終了後等の会食はしないなど感染症対策を講じる。また、暑い日などは熱中症事故の未然防止を徹底する。
- (4)大会出場等を目的としない部活動において、校長の判断の下、生徒の心身の健康等を維持するために、真に必要と判断した場合には、健康観察を確実にを行い、週に3日以内で活動を認める(学期中については、平日に限る)。実施に当たっては、特別措置発令時であることを鑑み、その必要性を十分に検討する。

8 特別授業・公開講座等

<p>基本的な考え方</p> <p>○ 複数の学年が同一場所に一堂に集まって実施する必要がある場合は、「3密」を避けるなど感染症対策を講じたうえで実施可とする。</p> <p>例えば、全校児童・生徒が体育館等に一堂に集まる際には、マスクの着用を推奨し、会話を控える、同一方向を向いて整列するなど、感染症対策を講じたうえで実施可とする。</p>	
<p>道徳授業地区 公開講座</p>	<p>(1) 東京都からの方針を受けて実施する。</p> <p>(2) 来校者には玄関等入口での検温を実施し、マスクの着用を推奨する。</p> <p>(3) 来校者同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。</p> <p>(4) 事前予約により来校者の人数を把握し、制限する。</p> <p>(5) 来校者を学年ごとに分散させるなどして密集を避けることや、時間短縮等の工夫を行う。</p> <p>(6) 一方通行にする等来校者の行動経路や動線を制限し、接触者が特定できるよう工夫する。</p> <p>(7) 教室等での参観については、マスクの着用を推奨したうえで、教室に入る人数を制限する、廊下から教室内を見学する、学習する児童・生徒等と別の場所にてリモートで行うなど参観方法を工夫する。</p> <p>(8) 講演会等で複数学年が同一会場に集まって実施する必要がある場合は、以下の感染症対策を講じたうえで実施を可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。 ・講演者と参観者(学年間)を原則5m以上確保する。 ・大きな声を出さない。 ・参観(鑑賞)する児童・生徒等は同一方向を向く <p>(9) 意見交換会は、参加者の人数を制限するなど工夫して密集を避け、原則、全体を60分以内で計画し、30分を目安に会場の換気を十分行う。</p> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】 対面、集合での参観、意見交換会等は延期又は中止する。中止する場合は、書面開催、リモート開催等工夫する。</p>
<p>セーフティ教室</p>	<p>(1) 東京都からの方針を受けて実施する。</p> <p>(2) 来校者には玄関等入口での検温を実施し、マスクの着用を推奨する。</p> <p>(3) 保護者の参観は当該学年のみとするなど工夫して密集を避け、来校者同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。</p> <p>(4) 事前予約により来校者の人数を把握し、制限する。</p> <p>(5) 一方通行にする等来校者の行動経路や動線を制限し、接触者が特定できるよう工夫する。</p> <p>(6) 講演会等で複数学年が同一会場に集まって実施する必要がある場合は、</p>

	<p>以下の感染症対策を講じたうえで実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。 ・講演者と参観者(学年間)を原則5m以上確保する。 ・大きな声を出さない。 ・参観(鑑賞)する児童・生徒等は同一方向を向く
薬物乱用防止教室	<p>(1)東京都からの方針を受けて実施する。</p> <p>(2)原則学年ごとに実施する。</p>
租税教室	・税務署と日程を調整したうえで、実施する。
路上生活者特別授業	・例年と同様に実施する。
SOS の出し方に関する授業	・夏季休業前に小学校第5学年、中学校第1学年において実施する。
がん教育	・小学校第6学年、中学校第2学年において実施する。
認知症サポート養成講座	<p>(1)学校支援ネットワーク事業を活用し、日程を調整して実施する。</p> <p>(2)対象学年は小学校第3学年以上とする。</p>
普通救命講習	・中学校第1学年において実施する。
いじめ防止授業地域公開講座	<p>(1)全学級が道徳や学級活動等で「いじめに関する授業」を実施し、授業を公開する。</p> <p>(2)公開授業後に、「いじめ防止対策協議会」を実施する。協議会では、学校のいじめ防止対策基本方針の説明等を行う。 (墨田区の「いじめに関する授業」の取組について 参照)</p> <p>(3)来校者には玄関等入口での検温を実施し、マスクの着用を推奨する。</p> <p>(4)来校者同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。</p> <p>(5)事前予約により来校者の人数を把握し、制限する。</p> <p>(6)来校者を学年ごとに分散させるなどして密集を避けることや、時間短縮等の工夫を行う。</p> <p>(7)一方通行にする等来校者の行動経路や動線の制限し、接触者が特定できるよう工夫する。</p> <p>(8)教室等での参観については、マスクの着用を推奨したうえで教室内に入る人数を制限する、廊下から教室内を見学する、学習する児童・生徒等と別の場所にてリモートで行うなど参観方法を工夫する。</p> <p>(9)意見交換会は、参加者の人数を制限するなど工夫して密集を避け、原則、全体を60分以内で計画し、30分を目安に会場の換気を十分行う。</p> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】 対面、集合での参観、意見交換会等は延期又は中止する。中止する場合は、書面開催、リモート開催等工夫する。</p>

<p>犯罪行為、 問題行動等の 防止対策</p>	<p>(1) 全学年で実施する。 (2) SNS 関連の事故防止のため、長期休業前には「SNS 東京ノート」を活用した授業を小中学校全学年で実施する。 (3) SNS に係る学校ルールのほか、マナーや、SNS の利便性及び危険性、トラブルの対処方法等を指導する。 (4) 必要に応じて、時事的なニュースと関連付けながら復習させる等子どもの習熟度に応じて指導する。</p>
<p>オリンピック・ パラリンピック 教育</p>	<p>○ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会をレガシーとして継承するために、各学校園の特色ある教育活動として感染症対策を講じたうえで実施する。 例えば、オリンピック・パラリンピック教育で育んできたフェアプレー精神やボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての誇り、豊かな国際感覚などを基に、日常的な実践での健康増進に向けた取組や地域と連携した運動・スポーツの魅力を生かす取組等を引き続き行う。</p>
<p>体力調査</p>	<p>(1) 東京都の方針を受けて実施する。 (2) 体力アップキャンペーンは実施する。種目は別途通知する。</p>

9 土曜授業、学校公開及び保護者会等

基本的な考え方	
<p>(1)基本的な感染症対策を講じたうえで、内容や方法を工夫して実施する。</p> <p>(2)教室等での参観については、マスクの着用を推奨したうえで、教室内に入る人数を制限する、廊下から教室内を見学する、学習する児童・生徒等と別の場所にてリモートで行うなど参観方法を工夫する。</p>	
土曜授業	<p>< 目的 ></p> <p>(1)学習指導要領の趣旨及び都の動向、「国際観光都市すみだ」の行動指針を示している区のコンセプトを踏まえ、「心の教育の充実」「授業時間数の確保」の観点から、学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりのための教育活動を実施する。</p> <p>(2)保護者・地域等への公開を基本とする。 (区 HP 平成 29 年度墨田区幼稚園、小・中学校における土曜授業の実施について 参照)</p> <p>< 回数 ></p> <p>地域行事や働き方改革の視点から、行事を含めて月1回程度、年間バランスよく実施する。</p> <p>< 内容 ></p> <p>(1)一単位時間を小学校は 45 分、中学校は 50 分で実施する。</p> <p>(2)授業時数は3時間以上とし、土曜授業の目的と内容に応じて設定する。</p> <p>< 保護者、未就学児、未就園児の保護者、地域等の授業等の参観 ></p> <p>(1)来校者名簿を作成し、来校者を確実に把握する。</p> <p>(2)玄関等入口での検温を実施し、マスクの着用を推奨する。</p> <p>(3)来校者同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。</p> <p>(4)事前予約により来校者の人数を把握し、制限する。</p> <p>(5)来校者を学年ごとに分散させるなどして密集を避けることや、時間短縮等の工夫を行う。</p> <p>(6)一方通行にする等来校者の行動経路や動線を制限し、接触者が特定できるよう工夫する。</p> <p>(7)教室等での参観については、マスクの着用を推奨したうえで教室内に入る人数を制限する、廊下から教室内を見学する、学習する児童・生徒等と別の場所にてリモートで行うなど参観方法を工夫する。</p> <p>(8)意見交換会等の開催は、参加者の人数を制限するなど工夫して密集を避け、原則、全体を60分以内で計画し、30分を目安に会場の換気を十分行う。</p> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <p>保護者・地域等の方が対面、集合で参観しない形式で実施する。リモート開催、お便りやホームページにて伝達する等工夫し、土曜授業、学校公開等のねらいを踏まえた代替措置をとる。</p>

<p>幼稚園公開等</p>	<p>保育参観等実施にあたっては、以下のように工夫して実施する。</p> <p>(1) 来園者名簿を作成し、来園者を確実に把握する。</p> <p>(2) 玄関等入口での検温を実施し、マスクの着用を推奨する。</p> <p>(3) 来園者同士の間を原則2m以上(最低1m)空ける。</p> <p>(4) 事前予約により人数を把握し、制限する。</p> <p>(5) 園庭等の多様な活動場所を活用するなど、来校者を学年ごとに分散させるなどして密集を避けることや、時間短縮等の工夫を行う。</p> <p>(6) 一方通行にする等、来園者の行動経路や動線を制限し、接触者が特定できるよう工夫する。</p> <p>(7) 保育室等での参観については、マスクの着用を推奨したうえで保育室内に入る人数を制限する、保育室の外等適切な距離を保って見学する、活動する幼児と別の場所で、リモートで行うなど参観方法を工夫する。</p> <p>(8) 幼児とその保護者(親子)で参加して行う保育は、他の親子との間隔を十分にとり接触しない形式で実施する。</p> <hr/> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <p>保護者・地域等の方の対面、集合での参観は、延期又は中止とする。中止する場合は、リモート開催、お便りやホームページにて伝達する等工夫し、幼稚園公開等のねらいを踏まえた代替措置をとる。</p>
<p>学校公開</p>	<p>授業参観等実施にあたっては、以下のように工夫する。</p> <p>< 保護者、未就学児、未就園児の保護者、地域等の授業等の参観 ></p> <p>(1) 来校者名簿を作成し、来校者を確実に把握する。</p> <p>(2) 玄関等入口での検温を実施し、マスクの着用を推奨する。</p> <p>(3) 来校者同士の間を原則2m以上(最低1m)確保する。</p> <p>(4) 事前予約により来校者の人数を把握し、制限する。</p> <p>(5) 来校者を学年ごとに分散させるなどして密集を避けることや、時間短縮等の工夫を行う。</p> <p>(6) 一方通行にする等来校者の行動経路や動線を制限し、接触者が特定できるよう工夫する。</p> <p>(7) 教室等での参観については、マスクの着用を推奨したうえで教室室内に入る人数を制限する、廊下から教室室内を見学する、学習する児童・生徒と別の場所にてリモートで行うなど参観方法を工夫する。</p> <p>(8) 意見交換会等の開催は、参加者の人数を制限するなど工夫して密集を避け、原則、全体を60分以内で計画し、30分を目安に会場の換気を十分行う。</p> <hr/> <p>【特別措置等発令及び適用時の対応】</p> <p>保護者・地域等の方が対面、集合で参観しない形式で実施する。リモート開催、お便りやホームページにて伝達する等工夫し、土曜授業、学校公開等のねらいを踏まえた代替措置をとる。</p>

保護者会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 玄関等入口での検温を実施し、マスクの着用を推奨する。 (2) 学年ごとに実施日を分散させるなど、大人数が集まらない工夫をする。 (3) 参加者の人数に応じて間隔のとれるよう体育館等の広い場所で、人数や時間を制限して行うなど工夫して、密集を避ける。 (4) 各教室で行う際には、常時換気を徹底する中で、身体的距離を2m以上（最低1m）十分確保するなど、感染症対策を工夫して行う。 (5) 原則、全体を60分以内で計画し、30分を目安に会場の換気を十分行う。 (6) 感染状況等に応じて、放送やICT機器等を活用しオンライン等、方法を工夫して行う。
その他各種会議等	<p>< PTA 役員会、PTA 運営会議、学校運営連絡協議会等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 玄関等入口での検温を実施し、マスクの着用を推奨する。 (2) 参加者の人数に応じて間隔のとれるよう体育館等の広い場所で、時間を制限して行うなど工夫して、密集を避ける。 (3) 教室等で行う際には、常時換気を徹底する中で、身体的距離を2m以上（最低1m）十分確保するなど、感染症対策を工夫して行う。 (4) 原則、全体を60分以内で計画し、30分を目安に会場の換気を十分行う。 (5) 感染状況に応じて、保護者・地域等の方が対面、集合で参加しない形式で実施する場合は、リモート開催、お便りやホームページにて学校の様子を伝達する等工夫し、会議の主旨を踏まえた代替措置をとる。

10 幼稚園において特に留意すべき事項

教育活動を行う際の基本的な考え方	
教育活動、行事等については、小・中学校において示した内容に準じて行う。ただし、幼児期特有の事情を考慮し、感染症対策を行ったうえで発達段階に応じた教育活動を行う。	
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症対策に留意した遊びの工夫や、幼児の発達を踏まえた衛生管理の工夫等により感染症対策を行う。 (2) 基本的な感染症対策を徹底したうえで、マスクの着用を一律には求めない。 (3) 幼児一人一人の発達の状況を踏まえ、幼児の体調に十分配慮し対応する。 (4) 幼児が自ら、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、教職員等が援助や配慮をするとともに、幼児が自分でできるようになっていくための十分な時間を確保する。 (5) 感染症予防の必要性については、絵で説明したり具体的に体験させたりして伝え方を工夫する。
指導上の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼児の興味・関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が密接にならないような遊具等の配置の工夫や教員の援助を行う。 (2) 手洗いや手指消毒は適時行うよう配慮する。 (3) 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に顔を向けないようにする。 (4) 複数の学年が同一場所(園庭やホール等)で活動する必要がある場合は、感染症対策を講じたうえで実施する。
登降園の送り迎え	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保護者同士が密接にならないように時間をずらしたり場所を分散させたりするなどの配慮をする。 (2) 教職員と保護者間の連絡事項は掲示板やお便り、ホームページ等を活用するなどして会話を減らす工夫をする。

1.1 非常時に登校できない児童・生徒等への学習指導

<p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症・災害等の非常時に、臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない場合は、ICT 等を活用し、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活を保てるよう、学校と児童・生徒等の関係を維持する。 ○ 一定の期間児童・生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合などに備えて、学習の機会が確保できるよう、平常時から積極的な ICT の活用を推進し、オンライン等を活用して児童・生徒等が自宅などにおいて学習の継続ができるようにする。 	
<p>非常時、自宅等における学習の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の期間、児童・生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合等には、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行う。 <p><自宅等における学習の取扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) オンライン等を活用した対応を工夫し、指導計画等を踏まえた教員による学習指導と学習状況の把握を行う。 (2) 感染不安や感染予防等、個別の理由によりやむを得ず登校できない児童・生徒等に対しても、タブレット端末等を活用してオンラインで健康観察や学習指導を行い、学習内容や課題を伝えるなど個別に対応し、児童・生徒の学習の保障を図る。その際、教員は各教科等の指導計画を踏まえた学習指導と学習状況の把握を行う。 <p>授業日にはオンラインとオフラインを組み合わせ、一日の時間割に沿った教育活動を実施する。</p> <p>原則として毎日の朝の会、帰りの会に、同時双方向型のオンラインにより参加できるよう工夫する。</p> <p>登校できない期間中は、オンライン学習を実施する時間や学習支援ソフト(デジタルドリル)等を活用して自習する時間等を示した「学習スケジュール」を児童・生徒に提示し、計画的に学習を進めることができるよう配慮する。</p> <p>登校できない期間中の学習評価については、当該期間中にオンライン等で取り組んだ学習の成果物を反映することも可とする。</p> <p>同時双方向型のオンラインによる授業等を行う際は、保護者の同意を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 教員による学習指導が一定の要件を満たしており、学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、再度学校における対面指導で取り扱わないことを可能とする。ただし、一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分な場合、別途、個別に補習等を実施する。

	<p>*これらは、非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学習への円滑な接続に資する。</p> <p>(3)不登校や登校渋りの状況にある児童・生徒等に対しても、本人や保護者の意向を確認し、オンライン等を活用した対応を工夫し学習の保障を図る。</p>
<p>指導要録上の取扱い</p>	<p>(1)本取扱いにおける欠席は、校長が合理的な理由があると判断する場合、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。</p> <p>(2)以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合、「オンラインを活用した特例の授業」として指導要録の別記様式として記録を作成する。(令和3年2月19日付2文科初第 1733 号「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(文部科学省)及び令和3年10月1日付事務連絡「指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載方法について」参照)</p> <p>同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童・生徒同士の意見交換を、オンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む。)</p>

第3 参考資料

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準について

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	感染リスクの低い活動から徐々に実施 ↑感染リスクの高い活動を停止 ↓収束局面 ↑拡大局面	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(※)における分類	
レベル3	レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル2	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況。
レベル1	レベル1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8) 文部科学省

感染症拡大防止のための臨時休業(学級閉鎖)について

- 墨田区として各学級の臨時休業の判断基準を以下のように設定する。このほか状況に応じて、地域や学校等での感染状況を総合的に判断して、保健所との連携・確認を行いながら対応する。
- 学級 学年 学校 各家庭への感染拡大を防止するため、感染力が強い新型インフルエンザの際と同様、1学級当たり10%の欠席率(1/10超の欠席による)、30名未満の小規模学級では3名以上の欠席者を臨時休業の基準として設定する。
- 休業期間は原則5日間とする。ただし、状況に応じて休業期間を延長する。

(参考) 各感染症の欠席率の基準と臨時休業(学級閉鎖)期間

	欠席率(%)	臨時休業期間	その他 備考
季節性インフルエンザ	20～30%超	状況に応じて判断	
新型インフルエンザ	10%	原則4日間	30名未満の学級では3名以上の欠席
新型コロナウイルス	10%	原則5日間()	30名未満の学級では3名以上の欠席

オミクロン株の特徴として、感染から3日程度で発症するとされているため、臨時休業(学級閉鎖)期間は、原則5日間とする。

欠席率は、感染可能期間に学校に来ていない者、児童・生徒等の中で感染経路に関連がない者等を除いて算定することができる。

臨時休業(学級閉鎖)期間は、COCOやコドモンによる健康観察等を厳に行うことで、3日間または4日間に短縮することができる。

詳細については、学務課まで



ひと、つながる。

墨田区